

令和5年第1回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第47号

令和5年第1回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和5年2月15日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和5年3月1日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

第10号議案

多摩市情報システムの管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年3月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市情報システムの管理運営に関する条例の一部を改正する条例

多摩市情報システムの管理運営に関する条例（平成15年多摩市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「多摩市個人情報保護条例（平成11年多摩市条例第1号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項又は多摩市議会個人情報保護条例（令和4年多摩市条例第43号）第2条第1項」に改める。

第13条中「場合は」の次に「、当該システムにおいて個人情報の管理が適正に実施されることについて」を加え、「多摩市個人情報保護条例に規定する多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければ」を「評価し、及び確認しなければ」に改める。

第14条第3項中「あたっては」を「当たっては、当該措置が個人情報の保護に関し必要な措置として適当であることについて」に、「審議会の意見を聴かなければ」を「評価し、及び確認しなければ」に改め、同項ただし書中「審議会に報告する」を「評価し、確認する」に改める。

第21条中「多摩市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律、多摩市議会個人情報保護条例」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後に行う重要なシステムの新規の導入若しくは変更

又は個人情報の保護措置について、同日前に改正前の第13条又は第14条第3項の規定により行った多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会への意見聴取は、改正後の第13条又は第14条第3項の規定による評価及び確認とみなす。

第 1 1 号議案

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市
条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表専門スタッフの部中

「

職名	報酬の支給単位	報酬額
再雇用職員	月額	(30 時間) 202,000 円

を

」

「

職種	報酬の支給単位	報酬額
再雇用職員（事務）	月額	(30 時間) 202,000 円
再雇用職員（技能労務）	月額	(30 時間) 195,000 円
技能労務専任職員	月額	(30 時間) 195,000 円

に

」

改め、同部出張所等業務補助員の項中「出張所等業務補助員」を「業務専任職員」に改め、同部交通教育指導員 A の項中「1 9 0, 1 0 0 円」を「1 9 3, 1 8 0 円」に改め、同部学校事務専任職員の項中「1 9 1, 1 0 0 円」を「1 9 3, 1 8 0 円」に改め、同表補助スタッフの部事務補助員の項中「1, 1 4 1 円」を「1, 1 7 7 円」に改め、同部栄養士 A の項中「1, 4 1 0 円」を「1, 4 5 5 円」に改め、同部短期事務補助員の項中「1, 0 7 5 円」を「1, 1 0 9 円」に改め、同部軽作業員の項中「1, 0 9 7 円」を「1, 1 3 2 円」

に改め、同部保育士の項中「1, 120円」を「1, 155円」に改め、同部短期保育補助員の項中「1, 085円」を「1, 119円」に改め、同部児童館補助員Aの項中「1, 254円」を「1, 294円」に改め、同部児童館補助員Bの項中「1, 182円」を「1, 219円」に改め、同部養護教諭の項中「1, 479円」を「1, 800円」に改め、同部栄養士Bの項中「1, 299円」を「1, 340円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後に、この条例による改正前の多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の規定により支払われるべき報酬の支給については、なお従前の例による。

第 1 2 号議案

多摩市体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

多摩市体育施設の管理運営に関する条例（昭和 6 2 年多摩市条例第 1 7 号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

多摩市屋外スポーツ施設の管理運営に関する条例

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、屋外スポーツ施設の管理及び運営について必要な事項を
定めるものとする。

第 2 条第 1 項中「体育施設」を「屋外スポーツ施設」に改め、「とは、」の
次に「多摩市立公園条例（昭和 4 7 年多摩市条例第 3 5 号。以下「公園条例」
という。）に規定する公園施設のうち、有料施設として設置する」を加え、同
条第 2 項中「体育施設」を「屋外スポーツ施設」に改める。

第 3 条及び第 4 条中「体育施設」を「屋外スポーツ施設」に改める。

第 4 条の 2 中「市長は」を「多摩市長（以下「市長」という。）は」に、「
体育施設の」を「屋外スポーツ施設の」に改め、同条第 1 号中「第 1 条に規定
する趣旨に基づき、」を削り、同条第 2 号中「体育施設」を「屋外スポーツ施
設」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 7 条関係）

1 野球場及び球技場に係る利用料金の上限額

種別	名称	単位	利用料金
----	----	----	------

野球場	一本杉公園野球場	1面2時間	8,370円
	関戸公園野球場	1面2時間	2,080円
	諏訪南公園野球場		
	諏訪北公園野球場		
	貝取南公園野球場		
野球場附帯設備	夜間照明設備	1時間	8,370円
	放送設備	1試合	1,030円
	スコアボード	1試合	1,030円
球技場	諏訪南公園球技場	1面2時間	2,080円
	貝取南公園球技場		
	宝野公園球技場		
	和田公園球技場		
	一ノ宮公園球技場	1面2時間	730円

2 庭球場に係る利用料金の上限額

種別	名称	単位	利用料金
庭球場	一本杉公園庭球場	1面2時間	1,030円
	永山南公園庭球場		
	諏訪北公園庭球場		
	貝取北公園庭球場		
	愛宕東公園庭球場		
	連光寺公園庭球場		
	多摩東公園庭球場		
	奈良原公園庭球場		
	一ノ宮公園庭球場	1面2時間	730円
庭球場附帯設備	夜間照明設備	1時間	520円

3 キャンプ練習場に係る利用料金の上限額

種別	名称	単位	利用料金	
			子ども	大人
キャンプ練習場	大谷戸公園キャンプ練習場	宿泊一人	470円	940円
		日帰り一人	150円	310円

備考

- 野球場又は球技場の利用は団体によるものとし、庭球場の利用は団体又は個人によるものとし、キャンプ練習場の利用は個人によるものとする

る。

- 2 子どもとは中学生以下の者をいい、大人とはそれ以外の者をいう。
- 3 庭球場の利用は、大人（団体による利用の場合は、その代表者が大人であるもの）によるものとする。
- 4 市外の者（市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者をいう。以下同じ。）又は市外の者が過半数を占める団体が施設等を利用する場合の利用料金は、規定利用料金の倍額とする。
- 5 一本杉公園野球場の利用者が、入場料その他これに類する対価を徴収する場合は、規定利用料金に次の表に掲げる利用者の区分に応じ、同表に定める額を加えて得た額をその利用料金とする。

区分	金額
職業野球	20万円
社会人野球	10万円
学生野球	4万円

- 6 日照その他特別な事由により1時間を単位とする屋外スポーツ施設の利用を認める場合は、この表に定める2時間を単位とする利用料金の半額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をその利用料金とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多摩市屋外スポーツ施設の管理運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の施設等の利用について適用する。

第 13 号議案

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例（昭和 46 年多摩市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表民間保育所補助事業の部運営補助金の項に次のように加える。

(6) 紙おむつ等処理費加算

月額 300 円に、零歳児から 2 歳児までの対象児童数を乗じて得た額
別表民間保育所補助事業の部保育所建築費補助金の項中「保育所等整備交付金」を「就学前教育・保育施設整備交付金」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 4 号議案

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条
例（平成 2 6 年多摩市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条を次のように改める。

第 2 6 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第15号議案

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年3月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年多摩市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等

のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

第16号議案

多摩市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年3月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

多摩市子ども・子育て会議設置条例（平成25年多摩市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項及び第3項」を「第72条第1項及び第3項」に改め、「基づき」の次に「、並びにこども基本法（令和4年法律第77号）第5条の規定によりこども施策を策定し、及び実施するために必要な事項を審議するため」を加える。

第3条を次のように改める。

（所掌事務）

第3条 審議会は、多摩市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (2) こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び変更その他のこども施策の策定、実施及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援その他のこども施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第4条第1号中「子ども・子育て支援」の次に「その他のこども施策」を加え、「2人」を「二人」に改め、同条第2号中「に関する」を「その他のこども施策に関する業務を行う」に改め、同条第3号中「2人」を「二人」に改め、同条第4号及び第5号中「1人」を「一人」に改め、同条第7号中「2人」を「二人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第17号議案

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年3月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年多摩市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利

用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講じ」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施し」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

第 18 号議案

多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険条例（昭和 34 年多摩市条例第 5 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 7 条第 1 項中「40 万 8,000 円」を「48 万 8,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の出産に係る多摩市国民健康保険条例第 7 条第 1 項
の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

第19号議案

多摩市街づくり条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年3月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市街づくり条例の一部を改正する条例

多摩市街づくり条例（平成18年多摩市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第40条第4号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、「規定する宅地造成」の次に「及び同条第3号に規定する特定盛土等（宅地において行う盛土その他の土地の形質変更に限り、宅地を宅地以外の土地に変更するために行うものを除く。）」を加える。

第53条第2項中「宅地造成等規制法第8条の規定による」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項に規定する許可の」に、「、建築基準法第6条第1項及び」を「及び建築基準法第6条第1項又は」に、「の規定による申請を」を「に規定する確認の申請を」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。